

争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 松崎 みどり 執行委員長から、平成29年12月5日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成29年12月6日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事 件

人員要求に関する事項

2 争議行為の日時

平成29年12月16日（土）午前零時以降、要求書解決に至る間。

3 争議行為の施設（次の病院・事業所）

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1) 水戸市河和田町4516-1 | 介護老人保健施設ナーシングホームかたくり |
| 2) 水戸市河和田町4516-1 | グループホームかたくり |
| 3) 水戸市西門町4231-2 | ケアハウスみと |
| 4) 水戸市大塚町1763-9 | かたくりの家 |
| 5) 水戸市大塚町1763-12 | 特別養護老人ホーム かたくりの郷 |

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

5 本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

- | | | |
|-------------|-------|-------|
| 1) かたくり労働組合 | 執行委員長 | 藤枝 要平 |
|-------------|-------|-------|